

船橋市におけるいじめ問題の状況（令和元年度）

いじめの状況

ア いじめ認知学校数

小学校 54校 / 54校 中学校 27校 / 27校

イ いじめ認知件数の推移

(単位：人数)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
小学校	2,743	3,155	3,947	4,012	5,734	6,308
中学校	710	744	757	829	873	1,181
合計	3,453	3,899	4,704	4,841	6,607	7,489

ウ いじめの現在の状況

(単位：件)

	解消している	解消にむけ取組中	その他	解消率
小学校	5,649	658	1	89.5%
中学校	946	233	2	80.1%
合計	6,595	891	3	

エ いじめ認知件数の学年別内訳

(単位：人数)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	1,172	1,328	1,229	1,042	960	577	6,308
中学校	648	380	153				1,181

オ いじめの態様

(単位：人数)

区分	小学校	中学校	合計
冷やかしやからかい、悪口や脅し、嫌なことと言われる	3,740	843	4,583
仲間はずれ、集団による無視	1,077	163	1,240
軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られる	1,707	168	1,875
ひどくぶつかられた、強く叩かれた、蹴られる	520	69	589
金品をたかられる	102	5	107
金品を隠されたり、盗まれたり、壊される	610	49	659
嫌なことや恥ずかしいことをしたり、されたりする	442	50	492
PCや携帯電話で誹謗中傷される	74	57	131
その他	266	34	300
合計	8,538	1,438	9,976

* 複数回答可

カ いじめの発見のきっかけ

(単位：件)

区 分	小学校	中学校	合 計	
学校の教職員等が発見	4,686	608	5,294	
内 訳	学級担任が発見	598	71	669
	学級担任以外の教職員が発見（養護教諭・SCを除く）	25	17	42
	養護教諭が発見	1	2	3
	スクールカウンセラー等の外部相談員が発見	27	4	31
	アンケート調査などの学校の取組により発見	4,035	514	4,549
学校の教職員以外からの情報により発見	1,622	573	2,195	
内 訳	本人からの訴え	1,274	413	1,687
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	196	43	239
	児童生徒（本人を除く）からの情報	117	103	220
	保護者（本人の保護者を除く）からの情報	34	7	41
	地域住民からの情報	0	1	1
	学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	1	6	7
	その他（匿名による投書など）	0	0	0
合 計	6,308	1,181	7,489	

キ いじめられた児童生徒の相談の状況

(単位：件)

区 分	小学校	中学校	合 計
学級担任に相談	5,032	924	5,956
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭・SC等の相談員を除く）	111	133	244
養護教諭に相談	52	50	102
スクールカウンセラー等の相談員に相談	82	41	123
学校以外の相談機関に相談（電話相談やメール相談等も含む）	12	8	20
保護者や家族等に相談	1,207	298	1,505
友人に相談	563	195	758
その他（地域の人など）	23	4	27
誰にも相談していない	491	39	530
合 計	7,573	1,692	9,265

※学校としていじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択

*複数回答可

ク いじめの対応状況

(1) いじめる児童生徒への特別な対応 (担任の対応等通常の対応は除く) (単位: 件)

区 分		小学校	中学校	合計
① スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う		44	16	60
② 校長、教頭が指導		87	6	93
③ 別室指導		4	10	14
④ 学級替えを実施		0	0	0
退学	⑤ 懲戒処分としての退学		0	0
転学	⑥ その他	0	0	0
⑦ 停学		0	0	0
⑧ 出席停止		0	0	0
⑨ 自宅学習・自宅謹慎		0	0	0
⑩ 訓告		0	0	0
⑪ 保護者への報告		1,018	611	1,629
⑫ いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		2,440	506	2,946
⑬ 関係機関 との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	1	0	1
	イ 児童相談所等の福祉機関との連携	2	2	4
	ウ 病院等の医療機関との連携	1	1	2
	エ その他専門的な関係機関との連携	2	0	2
	オ 地域の人材や団体等との連携	0	0	0
合 計		3,599	1,152	4,751

* 複数回答可

(2) いじめられた児童生徒への特別な対応 (担任の対応等通常の対応は除く) (単位: 件)

区 分		小学校	中学校	合計
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う		27	48	75
別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保		41	33	74
緊急避難としての欠席		0	0	0
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施		22	98	120
学級替え等		1	0	1
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応		9	1	10
児童相談所等の関係機関と連携した対応 (サポートチームなども含む)		1	0	1
合 計		101	180	281

* 複数回答可

ケ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(単位：校)

	区 分	小 学 校	中 学 校	合計
1	いじめの問題に関して職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った。	54	27	81
2	いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	54	26	80
3	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	54	27	81
4	児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。	53	26	79
5	スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	54	27	81
6	教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	54	27	81
7	学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	54	27	81
8	PTA や地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	11	7	18
9	いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	9	5	14
10	インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	44	27	71
11	学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	54	27	81
12	学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を召集した。	54	27	81